

2021年度「中央大学生協／キャンパス共済加入のしおり 別冊」

キャンパス共済ご加入に際しての重要事項

共済契約は長期にわたるご契約です。ご加入に際しては、2021年度「中央大学生協／キャンパス共済加入のしおり」(以下パンフレットという)および以下の重要事項から始まる2021年度「中央大学生協／キャンパス共済加入のしおり 別冊」(以下加入のしおり別冊という)をご確認いただき、制度内容等を十分にご理解のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきご加入ください。

キャンパス共済制度について

キャンパス共済は、東京都の認可を受けました当組合の「自家共済」による部分と、引受保険会社であります三井住友海上火災保険株式会社の「学生・子ども総合保険」による部分とで構成されています。損害保険取扱代理店である有限会社エフシーエスは、中央大学生生活協同組合100%出資子会社です。

「学生・子ども総合保険」は、中央大学生生活協同組合が契約者となる団体契約です。「学生・子ども総合保険」の「重要事項」につきましては、加入のしおり別冊14ページ以降をご参照ください。

加入資格について

30才未満(保障開始時点)中央大学生であり、中央大学生生活協同組合の組合員である方がお申込みいただけます。

保障内容について

支払われる共済金はパンフレットおよび加入のしおり別冊のとおりです。

①主な支払事由(共済金をお支払いする場合)

：パンフレットおよび加入のしおり別冊をご参照ください。

②主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)

：パンフレット(15ページ)および加入のしおり別冊をご参照ください。

共済掛金について

パンフレットをご参照ください。大学院生・編入生の方は掲載されていません。共済掛金と異なります。詳しくは共済・保険係へお問い合わせください。

保障(保険)期間について

保障期間は2021年4月1日午前0時から2025年3月31日午後12時までの4年間となっております。(三井住友海上火災保険株式会社の「学生・子ども総合保険」の保険期間は2021年4月1日午前0時から2025年4月1日午後4時までとなっております。)詳しくはパンフレットをご参照ください。

掛金(保険料)の払込方法について

掛金(保険料)は4年間一括払いとなっております。詳しくはパンフレットをご参照ください。

満期返れい金・配当金について

この共済制度には満期返れい金・配当金はありません。

契約返れい金について

ご加入を途中で脱退される場合は、共済・保険係までご連絡ください。共済期間のうち未経過であった期間に相当する掛金を解約返れい金としてお支払い致します。詳しくは共済・保険係へお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して被共済者にとって不利益になる事項など特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。

クーリングオフ制度(お申込みの撤回等)について

はじめて共済契約を締結する場合に限り、共済契約申込日から30日を経過するまでは、書面により共済契約の申込みの撤回をすることができます。この場合、払込された額を全額返戻します。(三井住友海上火災保険株式会社の「学生・子ども総合保険」の部分は中央大学生生活協同組合が契約者となる団体契約のためクーリングオフの対象となりません。)

健康状態等の告知義務について

被共済者には健康状態等についてありのままをお知らせ(告知)いただく義務があります。ご契約にあたっては、現在の健康状態について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

共済金をお支払いできない場合(免責事項)

(1) 共済金をお支払いできない主な場合

パンフレット(15ページ)および加入のしおり別冊をご参照ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、共済契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

① 共済金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 上記のほか①から②と同程度に組合の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

制度内容・保障内容の変更について

制度内容・保障内容は、保障内容の拡充や社会情勢・経済情勢の変化、収支の状況によって変更する場合があります。

失効について

ご加入後に被共済者が死亡された場合には、このご加入は失効となります。なお、死亡共済金をお支払する場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の共済掛金を返還します。

中央大学生生活協同組合・キャンパス共済に加入されるお客様へ 個人情報の取り扱いについて

別紙申込書に記入して頂く個人情報は次のように取り扱います。内容を確認し、同意のうえご加入ください。

1. 利用目的

別紙申込書から得られる個人情報は、次の目的で利用致します。

- ① 商品・サービスの提供、紹介、斡旋、注文受付、代金請求・回収
- ② 商品・サービスに関するお問い合わせの対応やアフターサービスの提供
- ③ 商品・サービス及び事業運営の改善に関わるアンケート依頼
- ④ 組合員の募集や総代会等の機関運営に関わる案内・報告
- ⑤ 組合員台帳・出資金管理
- ⑥ 経営分析

※商品・サービスの範囲は次の通りです。中央大学生協全店舗・食堂で取り扱う商品・サービス(共済・保険も含む)

2. 共同利用・預託

利用目的達成に必要な範囲で個人情報の一部または全部を関連会社と共同利用する場合や、外部業者に委託する場合があります。この場合、等大学生生活協同組合が責任を持って管理致します。

3. お問い合わせ

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせやその他の詳細な情報は、中央大学生生活協同組合内のホームページ(<http://www.chudai-seikyo.or.jp>)をご覧ください。

キャンパス共済事業規約(抜粋)

第1章 総 則

第1条(通則)

1. 中央大学生協同組合(以下「組合」という。)は、組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めにより、組合の定款第3条第1項第4号及び第81条第3項に掲げる事業を実施するものとする。
2. 前項の事業を「キャンパス共済事業」(以下「共済」という。)と称する。

第2条(定義)

この規約において、次の各号の用語の定義は、それぞれ当該各号の通りとする。

- (1)「不慮の事故等」及び「不慮の事故」とは、別表1「不慮の事故等の定義とその範囲」に定めるものとする。
- (2)「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。
- (3)「長期入院」とは、前号に規定する入院が、共済証書記載の日数又は期間(以下「待機期間」という。)を超えて長期間継続している状態をいう。
- (4)「通院」とは、入院せず、病院又は診療所に通って、医師の治療を受けること、若しくは医師の往診による治療を受けることをいう。
- (5)「手術」とは、別表2「手術一覧表」に定める手術をいう。
- (6)「共済契約者」とは、組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (7)「被共済者」とは、共済の対象として、その入通院等が共済事故とされる者をいう。
- (8)「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。

第3条(事業)

1. 組合は、組合が共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者について、共済期間中に生じた次の各号を共済事故として共済金を支払うことを約する事業(この事業にかかる契約を「基本契約」という。)を行う。
 - (1)被共済者について生じた不慮の事故等及び病気を直接の原因とする入院(この共済事故についての保障を以下「入院保障」という)。
 - (2)被共済者について生じた不慮の事故等及び病気を直接の原因として入院中にその傷病の治療を目的として行う手術(この共済事故についての保障を以下「入院手術保障」という)。
 - (3)被共済者について生じた不慮の事故等を直接の原因とする通院(この共済事故についての保障を以下「事故通院保障」という)。
 - (4)被共済者について生じた不慮の事故等及び病気を直接の原因とする長期入院(この共済についての保障を以下「長期入院保障」という)。
2. 組合は前項に付帯する事業として、基本契約にかかる被共済者を扶養する父、母又は細則に定める扶養者(被共済者の父又は母以外の者で、被共済者を扶養する者)のいずれかが1名に生じた不慮の事故等及び病気を直接の原因とする長期入院を共済事故として、共済金を支払うことを約する事業(この事業にかかる契約の部分以下「父母扶養者長期入院特約」という。)を行う。

第4条(父母扶養者長期入院特約の付帯と特約の型)

1. 基本契約を締結したときに限り、この特約を付帯できるものとする。
2. 組合が実施する特約の型は、次の各号の通りとする。
 - (1)逓増払型
 - (2)一時払型
3. 前項第1号に規定する逓増払型の逓増の型は、別表4「逓増倍率表」に定めるものとする。

第5条(共済契約内容の提示)

1. 組合は、共済契約を締結する時は、共済契約申込者に対し第2章から第4章までに規定する事項のうち共済契約の内容となるべき重要な事項(以下「重要事項」という。)を、あらかじめ正確に提示しなければならない。
2. 前項の重要事項には、次の各号に定める情報に分類して提示するものとする。

- (1)共済契約申込者が、共済契約の内容を理解するために必要な情報
- (2)共済契約申込者に対して注意喚起すべき情報

第2章 共通条項

第6条(共済契約者の範囲)

共済契約者となることができる者は、組合の組合員であることを要する。

第7条(被共済者の範囲)

被共済者となることができる者は、共済契約者とする。

第8条(共済金受取人)

1. 共済金受取人は、共済契約者又はその父、母若しくは扶養者とする。
2. 同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代理する。

第9条(共済期間)

1. 共済期間は、最長4年以内とする。
2. 基本契約並びに基本契約に付帯する父母扶養者長期入院特約の共済期間は、4月を共済契約の効力発生月とし、卒業予定月をもって共済契約の満了月とする。
3. 前項の規定にかかわらず、共済契約の効力発生月が5月から翌年3月までの契約については、基本契約並びに父母扶養者長期入院特約は、別表3「長期契約係数」に定める加入期間により調整するものとする。

第10条(共済契約の申込み)

1. 共済契約の申込みを行おうとする者(以下、「共済契約申込者」という。)は、次の各号に定める所定の事項を共済契約申込書に記入し、署名のうえ、共済掛金に相当する額又は共済掛金に相当する額を払い込んだことを証する「郵便振替払込受付証明書」を添え、組合に提出しなければならない。
 - (1)共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
 - (2)共済契約の型
 - (3)その他組合が必要と認めた事項
2. 前項において、共済契約申込者が特約を付帯した共済契約を申込みを行うときは、第4章第36条(父母扶養者長期入院特約の被共済者の範囲)に定める特約の被共済者になる者の同意を得て、次の各号に定める所定の事項を共済契約申込書に記入し、組合に提出しなければならない。
 - (1)特約の被共済者の氏名、生年月日、性別、年齢および共済契約者との続柄
 - (2)その他組合が必要と認めた事項
3. 第1項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、共済契約の申込みの際に、共済金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、組合が定める所定の書面で、細則に定める健康状態に関する質問事項(以下、「告知事項」という。))について事実の告知をしなければならない。
4. 特約を付帯する申込みにあたっては、特約の被共済者になる者も告知事項について事実の告知をしなければならない。
5. 組合は、前2項の告知事項を一部省略することができる。
6. 組合は、組合が特に必要と認めた場合には、第3項及び第4項に定めるもののほか、組合が指定する健康診断書の提出を求めることができる。
7. 組合は第1項の申込みがあった時は、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった共済掛金に相当する額の払い込みを受け、共済契約申込書の本人控えに受領印を押印するものとする。
8. 共済契約申込者は、はじめて共済契約を締結する場合に限り、共済契約申込日から30日を経過するまでは、書面により共済契約の申込みの撤回をすることができるものとする。この場合、払い込まれた額を全額返戻するものとする。
9. 前項の規定にかかわらず、共済契約申込みの撤回の書面の発信時に、共済金支払事由が生じている場合には、共済契約申込みの撤回の効力が生じないものとする。ただし、共済契約申込みの撤回の発信時に、共済契約申込者が共済金の支払事由が生じていることを知っている場合を除く。

第11条(共済契約申込みの諾否)

- 1. 組合は、前条の申込みがあったときは、共済契約申込書内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し共済契約申込者に通知するものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済証書の交付をもってその通知に代えることとする。
- 3. 第1項の規定により共済契約の申込みを承諾したときは、その承諾した日(以下「承諾」という。)に共済契約が成立したものとし、組合は、承諾日以後の組合が指定した日から共済契約の責任を負うものとする。
- 4. 前項により組合の責任を開始する日を「責任開始日」とし、共済期間はその日を含めて計算する。
- 5. 前2項の規定にかかわらず当該契約を継続してあらたに成立したものであるときは、継続する前の契約の共済期間の満了の日の翌日から責任を負うものとする。
- 6. 第2項の共済証書は、承諾日から30日以内に共済契約者に交付するものとする。
- 7. 共済証書には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1)組合名
 - (2)共済契約者の氏名
 - (3)被共済者の氏名(＝共済契約者)
 - (4)特約の被共済者の氏名(父、母又は扶養者の氏名)
 - (5)保障項目及び保障内容
 - (6)共済期間
 - (7)共済掛金及び支払方法
 - (8)責任開始日
 - (9)待機期間(日数又は期間)
 - (10)特約の型及び通増の型
 - (11)特約の待機期間(日数又は期間)
 - (12)共済証書の作成日

第12条(質入れ等の禁止)

共済契約者は、共済金および解約返戻金を請求する権利を質入れまたは譲渡することができないものとする。

第13条(共済金の請求)

- 1. 共済契約者、被共済者又は共済金受取人は、共済金支払事由が生じたことを知ったときは、組合に遅滞なく通知しなければならないものとする。
- 2. この規約にもとづく共済金の請求は、細則に定める方法により請求するものとする。

第14条(共済金の支払時期及び支払場所)

- 1. 共済金は、その請求に必要な書類が組合に到着した日(以下「請求完了日」という。)の翌営業日からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の各号に掲げる事項の確認を終え、組合の主たる事務所で支払うものとする。
 - (1)共済支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事業規約等に規定する共済支払事由に該当する事実の有無
 - (2)共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済支払事由が発生した原因
 - (3)告知義務違反に該当する可能性の有無の確認に必要な事項として、告知義務違反に該当する事実の有無及び告知義務違反に至った原因
 - (4)事業規約に規定する重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性の有無若しくは共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、前2号に規定する事項又は共済契約者、被共済者若しくは共済金受取人の共済契約の締結の目的若しくは共済金の請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金の請求時までにおける事実
- 2. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合、前項にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて、当該各号に規定する日数(各号のうち複数に該当する場合は、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とする。
 - (1)前項第1号から第4号までに規定する事項についての医療機関又は医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2)前項第1号から第4号までに規定する事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照

- 会 180日
- (3)前項第1号、2号及び第4号に規定する事項についての研究機関等の専門機関による医学又は工学等の科学的技術的な特別調査、分析又は鑑定 180日
- (4)前項第1号、2号及び第4号に規定する事項に関し、共済契約、被共済者又は共済金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、2号及び第4号に規定する事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関又は裁判所に対する照会 180日
- (5)全行第1号から第4号までに規定する事項についての日本国外における調査 180日
- (6)前項第1号から第4号までに規定する事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 180日
- 3. 前項の確認をする場合、組合は共済金を請求した者(共済金受取人の代表者)に通知する。
- 4. 第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかったときは(組合が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)、組合は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は共済金を支払わないものとする。

第15条(時効)

共済金を請求する権利は、共済金支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合、時効により消滅するものとする。

第16条(共済金の支払を免れる場合)

組合は、共済金受取人が共済金請求の書類に故意に不実のことを表示し、又はそれらの書類を偽造したり、変造したときは、共済金を支払う義務を免れる。

第17条(共済契約の解約)

- 1. 共済契約者は、将来に向かって共済契約を解約することができる。
- 2. 前項の解約は共済契約者からの組合の書面による通知をもって行い、その書面には解約の日を記載するものとする。
- 3. 共済契約の解約のときは、未だ経過していない期間(ただし、1ヶ月に満たない端数は切り捨て)に対し別表3「長期契約係数」をもって計算し、解約返戻金として支払うものとする。

第18条(共済契約の無効)

- 1. 共済契約は、次の各号のいずれかに該当するときには、無効とする。
 - (1)共済契約に関し、組合の規定する共済契約申込みの資格又は条件をもたなかったとき。
 - (2)組合が行う各保障の共済金額の最高加入限度額を超えて加入した場合、並びに各保障の共済金額の合計加入金額が一の被共済者につき100万円を超えて加入した場合はその超過した部分については無効とする。
- 3. 共済契約が無効の場合において、すでに共済金を支払っていたときは、組合は、その共済金の返還を請求することができる。

第19条(詐欺又は強迫及び不法取得目的による共済契約の取消又は無効)

- 1. 共済契約の締結に際して、共済契約者又は被共済者に詐欺又は強迫の行為があったときは、組合は共済契約を取り消すことができるものとする。この場合、すでに払い込まれた共済掛金は返還しないものとする。
- 2. 共済契約が共済金を不法に取得する目的又は他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したときは、その共済契約は無効とし、すでに払い込まれた共済掛金は返還しないものとする。

第20条(告知義務違反による共済契約の解除)

- 1. 被共済者が故意又は重大な過失により、第10条(共済契約の申込み)第3項及び第4項の規定により組合が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げた場合は、組合は将来に向かって共済契約を解除することができるものとする。
- 2. 組合は、共済金支払事由が生じた後でも、前項の規定により共済契約を解除することができるものとする。この場合、共済金は支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、組合は、その共済金の返還を請求するものとする。
- 3. 前項の規定にかかわらず、被共済者の入通院等が解除の原因となった事実によらなかったことを被共済者又は共済金受取人が証明したときは、共済金を支払うものとする。
- 4. 本条の規定によって共済契約を解除するときは、組合は、その旨を共

- 済契約者に通知するものとする。ただし、共済契約者又はその所在が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できないときは、被共済者又は共済金受取人に通知するものとする。
5. 本条の規定により共済契約を解除した場合、組合は、解約返戻金と同額の返戻金を共済契約者に支払うものとする。

第21条(告知義務違反により共済契約が解除できない場合)

組合は、次の各号のいずれかの場合には前条の規定による共済契約の解除をすることができないものとする。

- (1) 組合が、共済契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、又は過失により知らなかったとき
- (2) 組合が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき
- (3) 責任開始日からその日を含めて1年以内に、共済支払事由が発生しなかったとき

第22条(重大事由による共済契約の解除)

- 1. 組合は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、共済契約を将来に向かって解除することができるものとする。
 - (1) 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、共済契約の共済金を詐取する目的又は他人に共済金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。)をした場合
 - (2) 共済契約の共済金の請求に関し、共済金受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合
 - (3) 組合の共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約の継続を困難とする前2号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 共済金支払事由が生じた後でも、組合は前項の規定により共済契約を解除することができるものとする。この場合、組合は、前項各号に規定する事由の発生以後に生じた共済金支払事由による共済金の支払いを行わないものとする。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求するものとする。
- 3. 本条の規定によって共済契約を解除するときは、組合は、その旨を共済契約者に通知するものとする。ただし、共済契約者又はその所在が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できないときは、被共済者又は共済金受取人に通知するものとする。
- 4. 本条の規定により共済契約を解除した場合、組合は、解約返戻金と同額の返戻金を共済契約者に支払うものとする。

第23条(共済契約者の届出義務)

共済契約の成立後、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、共済契約者は遅滞なく書面によりその旨を組合に届出なければならない。

- (1) 共済契約者又はその父、母若しくは扶養者の氏名に変更が生じたとき
- (2) 共済契約者又はその父、母若しくは扶養者の住所に変更が生じたとき

第24条(異議申立て)

- 1. 共済契約者は、組合の共済金支払について不服があるときは、組合の理事会に対して異議の申立てをすることができるものとする。
- 2. 前項の異議申立ては、支払通知書を受取ってから60日以内に書面をもって行わなければならない。
- 3. 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、理事会は60日以内に審議を行い、その結果を当該共済契約者に通知しなければならない。

第3章 基本契約

第25条(基本契約共済金額)

- 1. 基本契約1口についての共済金額は次のとおりとする。

(1) 入院	日額	1,000円
(2) 入院手術費用	1回	10,000円
(3) 事故通院	日額	1,000円
(4) 長期入院	1回	1万円
- 2. 各保障の共済金額の最高加入限度額は次のとおりとする。

(1) 入院保障	日額	10口	10,000円
(2) 入院手術費用保障		10口	10万円
(3) 事故通院保障	日額	5口	5,000円
(4) 長期入院保障		100口	100万円

第26条(基本契約共済金額の限度額)

共済金額の限度額は、一の被共済者につき、100万円を限度とする。

第27条(基本契約共済掛金額)

- 1. 基本契約の共済掛金額は、別紙第1の[1]「基本共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出するものとする。
- 2. 共済金額は、その共済期間の中途において変更しないものとする。

第28条(不慮の事故等による入院)

- 1. 組合は、第3条(事業)第1項第1号の規定により、被共済者が共済期間中に生じた不慮の事故等を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の管理下において入院を開始していた場合は、共済期間中の入院に対し、1事故について60日を限度として、入院1日につき事故入院保障1口当たり、1,000円を支払う。ただし、給付事由に関わらず、入院共済金を通算60日まで支払った場合、入院共済金の保障は消滅する。
- 2. 異なる不慮の事故等による入院期間が重複するときは、その重複する期間については、重複して共済金を支払わない。
- 3. 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱、原子力災害、地震、噴火又は津波によって生じた災害による場合は、入院共済金を支払わない。

第29条(病気による入院)

- 1. 組合は、第3条(事業)第1項第1号の規定により、被共済者が共済契約申込後に発生した病気を直接の原因として、共済期間中に入院したときは、1事由について60日を限度として、入院1日につき病気入院保障1口当たり1,000円を支払う。ただし、給付事由に関わらず、入院共済金を通算60日まで支払った場合、入院共済金の保障は消滅する。
- 2. 異なる事由の病気による入院期間が重複するときは、その重複する期間については重複して共済金を支払わない。
- 3. 異なる病名であっても、因果関係のある一連の病気による継続又は断続した入院は1事由とみなす。
- 4. 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱、原子力災害、地震、噴火又は津波によって生じた災害による場合は、入院共済金を支払わない。

第30条(入院手術の費用)

- 1. 組合は、第3条(事業)第1項第2号の規定により、被共済者が第28条(不慮の事故等による入院)または第29条(病気による入院)で定める入院期間中に、その入院の原因となった傷病の治療を目的として、手術を受けたときは、入院手術保障1口当たり10,000円を支払う。ただし、給付事由に関わらず、共済証書記載の共済金額まで支払った場合、入院手術共済金の保障は消滅する。
- 2. 被共済者が2つ以上の手術を受けた場合、これらの手術がつぎの各号に該当するときは、これらの手術を1つの手術とみなして前項の規定を適用する。
 - (1) 同一の傷病の治療を目的として、同時に施行された手術
 - (2) 同日に施行された手術
- 3. 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱、原子力災害、地震、噴火又は津波によって生じた生じた災害による場合は、入院手術共済金を支払わない。

第31条(不慮の事故等による通院)

- 1. 組合は、第3条(事業)第1項第3号の規定により、被共済者が共済期間中に生じた不慮の事故等を直接の原因として、事故の日から180日以内に通院を開始したときは、事故の日から180日以内の期間の通院について1日目から60日を限度として、通院1日につき事故通院保障1口当たり1,000円を支払う。ただし、通院共済金を通算60日まで支払った場合、通院共済金の保障は消滅する。
- 2. 同一の不慮の事故等によって、同一日に通院により複数の医師の治療を受けたときは通院1日とする。
- 3. 異なる不慮の事故等による通院日が重複するときは、その重複する日について重複して共済金を支払わない。
- 4. 組合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第28条(不慮の事故等による入院)に規定する入院共済金が支払われる期間中の通院に対しては、通院共済金を支払わない。
- 5. 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱、原子力災害、地震、噴火又は津波によって生じた災害による場合は、通院共済金を支払わない。

第32条(不慮の事故等又は病気による長期入院)

- 1. 組合は、第3条(事業)第1項第4号の規定により、被共済者が第28条(不慮の事故等による入院)または第29条(病気による入院)で定める入院が、入院を開始した日からその日を含めて待機期間を超え

- て継続したときは、長期入院保障 1 口当たり 10,000 円を支払う。ただし、給付事由に関わらず、共済証書記載の共済金額まで支払った場合、長期入院共済金の保障は消滅する。
- 異なる不慮の事故等による入院期間が重複するときは、その重複する期間については、重複して共済金を支払わない。
 - 異なる事由の病気による入院期間が重複するときは、その重複する期間については重複して共済金を支払わない。
 - 異なる病名であっても、因果関係のある一連の病気による継続又は断続した入院は 1 事由とみなす。
 - 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱、原子力災害、地震、噴火又は津波によって生じた災害による場合は、長期入院共済金を支払わない。

第33条(共済金を支払わない場合)

組合は、被共済者が次の各号の事由で入院、通院及び長期入院した場合の入院共済金、入院手術共済金、事故通院共済金及び長期入院共済金は支払わない。

- (1)被共済者の犯罪行為による場合
- (2)被共済者の闘争行為による場合
- (3)被共済者の故意又は重大な過失による場合
- (4)被共済者の無免許運転、酒酔い、若しくは麻薬、あへん、覚醒剤等の影響によって、正常な運転ができない状態での運転、信号無視、法定速度 3 0 k m 以上の違反、及び運転中の遮断中踏切立入による場合

第34条(共済金支払いの制限)

- 組合は、第28条(不慮の事故等による入院)、第29条(病気による入院)に定める事故入院保障と病気入院保障が重複して支払われることとなる場合でも、その重複する入院期間に対する事故入院保障と病気入院保障は重複しては支払わない。
- 前項の規定により、支払うべき共済金はその入院開始の直接の原因に応じて事故入院保障又は病気入院保障を支払う。

第 4 章 父母扶養者長期入院特約

第35条(用語の定義)

「基本共済金額」とは、第 4 条(特約の付帯と特約の型)第 2 項に定める特約の型を逓増掛型にした場合、この父母扶養者長期入院共済金を支払う際に基準となる金額をいう。

第36条(父母扶養者長期入院特約の被共済者の範囲)

父母扶養者長期入院特約の被共済者となることができる者は、共済契約者の父、母(配偶者の父又は母は除く。)又は扶養者のいずれか 1 名とし、共済契約締結の際、共済契約者が被共済者を指定するものとする。この場合において、被共済者は、日本国内に居住する者に限るものとする。

第37条(父母扶養者長期入院特約の共済金受取人)

- 父母扶養者長期入院特約の共済金受取人は、被共済者又は共済契約者若しくは法定相続人とする。
- 同順位の共済金受取人が 2 人以上あるときは、代表者 1 人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代理する。

第38条(父母扶養者長期入院特約の共済金額)

この父母扶養者長期入院特約における共済金額は、特約の型に応じて次の各号の通りとする。

- (1)逓増掛型
 - ①この特約契約1口についての共済金額は、1 0 , 0 0 0 円とし、基本共済金額も同額とする。
 - ②前①の基本共済金額の最高加入限度額は、5 口 50,000 円とする。
 - ③この特約において、各逓増時期の共済金額は、基本共済金額に逓増の型及び逓増の時期に応じた逓増限度倍率を乗じて得た金額とします。
- (2)一時掛型
 - ①父母扶養者長期入院特約契約1口についての共済金額は、1 0 , 0 0 0 円とする。
 - ②共済金額の最高加入限度額は、1 0 0 口 1 0 0 万円とする。

第39条(父母扶養者長期入院特約共済金額の限度額)

父母扶養者長期入院特約共済金額の限度額は、一の被共済者につき、1 0 0 万円を限度とする。

第40条(父母扶養者長期入院特約共済掛金額)

父母扶養者長期入院特約の共済掛金額は、別紙第 1 の〔2〕「特約共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額とする。

第41条(父母扶養者の不慮の事故等又は病気による長期入院)

- 組合は、第 3 条(事業)第 2 項の規定により、基本契約に父母扶養者長期入院特約を付帯契約した共済契約者の父母又は扶養者のいずれか 1 名(以下この特約における「被共済者」という。)が、共済期間中に次の各号の事由により長期入院したときは、第40条(父母扶養者長期入院特約の共済金額)に規定する金額を支払う。ただし、給付事由に関わらず、共済証書記載の共済金額まで支払った場合、父母扶養者長期入院特約の保障は消滅する。この場合、この特約について解約するものとし、この組合の定めるところにより、未経過共済期間に応じて解約返戻金を支払うものとする。
 - (1)被共済者が共済期間中に生じた不慮の事故等を直接の原因として、事故の日から 1 8 0 日以内に医師の管理下において入院を開始していた場合、共済期間中の入院が、その入院を開始した日からその日を含めてこの特約の待機期間を超えて継続したとき
 - (2)被共済者が共済契約申込後に発生した病気を直接の原因として、共済期間中に入院を開始していた場合、その入院が、入院を開始した日からその日を含めてこの特約の待機期間を超えて継続したとき
- 異なる不慮の事故等による入院期間が重複するときは、その重複する期間については、重複して父母扶養者長期入院共済金を支払わない。
- 異なる事由の病気による入院期間が重複するときは、その重複する期間については重複して父母扶養者長期入院共済金を支払わない。
- 異なる病名であっても、因果関係のある一連の病気による継続又は断続した入院は 1 事由とみなす。
- 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱、原子力災害、地震、噴火又は津波によって生じた災害による場合は、父母扶養者長期入院共済金を支払わない。

第42条(父母扶養者長期入院特約の共済金を支払わない場合)

- 組合は、この特約の被共済者が次の各号の事由で長期入院した場合は、父母扶養者長期入院共済金を支払わない。
 - (1)被共済者の犯罪行為による場合
 - (2)被共済者の闘争行為による場合
 - (3)共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失による場合
 - (4)共済金受取人の故意又は重大な過失による場合
 - (5)被共済者の無免許運転、酒酔い、若しくは麻薬、あへん、覚醒剤等の影響によって、正常な運転ができない状態での運転、信号無視、法定速度 3 0 k m 以上の違反、及び運転中の遮断中踏切立入による場合
- 組合は、次の各号の場合には父母扶養者長期入院共済金を支払わない。
 - (1)被共済者が長期入院した時に、共済契約者が中央大学に在籍する学生でない場合
 - (2)被共済者が長期入院した時に、被共済者が共済契約者を扶養していない場合

第43条(被共済者による特約の解除請求)

次の各号のいずれかに該当するときは、この特約の被共済者は共済契約者に対し、当該特約の解除を請求することができる。

- (1)共済契約者または共済金受取人が、この特約の共済金を詐取する目的又は他人に共済金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。)をした場合
- (2)特約の共済金の請求に関し、共済金受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合
- (3)前 2 号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、組合が当該特約の存続を不適当と認めた場合。
- (4)共済契約者と被共済者との間の扶養関係の終了その他の事情により、この特約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合。

第44条(父母扶養者長期入院特約の保障範囲を縮小する特則)

組合は、特約とは異なる要件を付帯する場合には、次条に定める条件(以下「特則」という。)を特約に付帯することができる。

第45条(父母扶養者長期傷害入院共済金特則)

この特則は、特約に付帯する。この特則により、組合は、父母扶養者長期入院特約について被共済者が共済契約申込後に発生した病気を直接の原因として、共済期間中に入院を開始していたときは、父母扶養者入院共済金を支払わない。

第46条(準用規定)

父母扶養者長期入院特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、事業規約の規定を準用する。

保険部分<学生・こども総合保険>

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、別冊10～11ページの【※印の用語のご説明】をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に発生した事故によるケガ*に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかるときでも、顎(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別冊10ページの[補償対象外となる運動等]を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に発生した事故によるケガ*に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	金の追加支払 後遺障害保険	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき。	お支払いした後遺障害保険金の額×加入者証等記載の倍数(3倍)	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金 ☆賠償責任条項の一部変更に関する特約セット	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物^(※1)を壊したりしたこと。 ②日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※2)を運行不能^(※3)にさせたこと。 ③補償対象受託物^(※4)の損壊、紛失または盗難^(※5)(住宅^(※6)内保管中または一時的に住宅^(※6)外で管理している間に限ります。) ア. 住宅^(※7)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1)情報機器等に記録された情報を含みます。 (※2)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※3)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※4)「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財物をいいます。ただし、別冊10ページの「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※5)上記③に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物^(※4)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (※6)被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (※7)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア. からオ. までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。 ア. 本人、イ. 親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ. 配偶者、エ. 本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ. 本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額[※](0円) (注1)1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①および②の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)[直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)] ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)[業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任] ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の③による損害賠償責任には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[※]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の損壊による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●別冊10ページの「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	★学業費用補償特約 学資費用保険金	扶養者*が、保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害*の状態になられた場合	<u>被保険者が負担された学資費用*の実額</u> (注1)学業費用支払対象期間*中に発生した学資費用に限りします。 (注2)保険金のお支払額は、支払年度*ごとに、学資費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●扶養者が「保険金をお支払いする場合」に該当された時に、被保険者を扶養されていない場合 など
	☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約(疾病による学業費用補償特約)セット ★疾病による学業費用補償特約 疾病学資費用保険金	扶養者*が、保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に死亡された場合 (*)この特約をセットした加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	<u>被保険者が負担された学資費用*の実額</u> (注1)学業費用支払対象期間*中に発生した学資費用に限りします。 (注2)保険金のお支払額は、支払年度*ごとに、疾病学資費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって発病した病気 ●妊娠、出産、早産または流産による病気 ●扶養者が「保険金をお支払いする場合」に該当した時に、被保険者を扶養されていない場合 ●学業費用補償特約で保険金をお支払いすべきケガ*による病気 など (注)保険期間の開始時(*1)より前に発病*した病気(*2)については、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットした加入プランに継続加入される場合で、病気を発病した時が、その病気により死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超える加入プランの場合は2年となります。)以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)この特約をセットした加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等保険金★救援者費用等補償(入院ワイド型)特約	救援対象者※が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者(*)が費用を負担された場合 ① 保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被った外出中のケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて3日以上入院※された場合 (*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族※をいいます。	救援者費用等の額 ＜救援者費用等＞ 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分をいいます。 ア. 遭難した救援対象者※の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者※の現地※までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)(*) ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)(*) エ. 死亡されたまたは治療※を継続中の救援対象者を現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じて、救援者費用等保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度※ごとに保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者、救援対象者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による費用 ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ● 脳疾患、病気または心神喪失による費用 ● 妊娠、出産、早産または流産による費用 ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動による費用(テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 ● 別冊10ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など

補償対象外となる運動等
山岳登はん ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動
(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
(※2)グライダーおよび飛行船は含みません。
(※3)職務として操縦する場合は含みません。
(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる主な「受託物」
通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物
など

◇前記以外の特約について

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 本人のみ補償特約(賠償責任条項用)がセットされているため、賠償責任保険金の被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。
- 天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ^{*}の場合も、傷害保険金および学業費用補償特約の規定による学資費用保険金をお支払いします。
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされているため、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガ^{*}に含め、保険金をお支払いします。
- 熱中症危険補償特約がセットされているため、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。

【※印の用語のご説明】

- あ行：
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
 - 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 - 「医師」とは、被保険者^(※)が医師の場合は、被保険者^(※)以外の医師をいいます。
(※)救援者費用等補償(入院ワイド型)特約の場合は救援対象者^{*}とします。
- か行：
- 「学業費用支払対象期間」とは、扶養者^{*}が扶養不能状態となった日の翌日から、加入者証等記載の学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。
 - 「学資費用」とは、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
 - 「救援者」とは、救援対象者^{*}の搜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地^{*}へ赴く救援対象者の親族^{*}(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
 - 「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
 - 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(※)いずれもそのための練習を含みます。
 - 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含みます。
(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
 - 「現地」とは、事故発生地または救援対象者^{*}の収容地をいいます。
 - 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足り医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
 - 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。
- さ行：
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - 「支払年度」とは、初年度については、支払対象期間開始日^(※1)から1年以内に到来する支払対象期間終了日^(※2)の応当日までをいいます。次年度以降については、支払対象期間終了日^(※2)の応当日から1年間をいいます。
(※1)扶養者^{*}が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
(※2)加入者証等記載の学業費用補償特約の支払対象期間終了日をいいます。
 - 「重度後遺障害」とは、後遺障害^{*}のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
 - 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
 - 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
 - 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。

- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た行：
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
な行：
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
は行：
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
- 「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といたします。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といたします。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご加入条件

- お申込人となれる方：中央大学生協同組合の組合員かつ中央大学に在籍する学生の保護者に限ります。
- 被保険者(補償の対象者)となれる方：中央大学生協同組合の組合員かつ中央大学に在籍する学生(入学等手続を終えた方を含みます。)です。

保険期間：2021年4月1日午前0時～2025年4月1日午後4時
お申込締切日：2021年3月29日*
「加入申込票」に必要事項を記入のうえ、保険料を払い込んでください。
保険料払込方法：お近くのゆうちょ銀行・郵便局にて払い込んでください。
払込期日は3月29日です。*
※推薦入学・附属高校からご入学の方は、2021年3月22日が期日となります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

(幹事会社)	三井住友海上火災保険株式会社	引受割合	90%
(非幹事会社)	損害保険ジャパン株式会社	〃	5%
	AIG損害保険株式会社	〃	5%
〈代理店・扱者〉		〈引受保険会社〉	
有限会社エフシーエス		(幹事会社)三井住友海上火災保険株式会社	
所在地：〒192-0351		東京西支店 東京西第二支社	
東京都 八王子市 東中野 742-1		所在地：〒190-0012	
中央大学生協同組合内		東京都 立川市 曙町2-35-2 A-ONEビル6階	
TEL：042-674-3030		TEL：042-526-7256	
		FAX：042-526-7257	

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は中央大学生協同組合が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は中央大学生協同組合の組合員かつ中央大学に在籍する学生の保護者に限ります。
- この制度で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、中央大学生協同組合の組合員かつ中央大学に在籍する学生(入学等手続きを終えた方を含みます。)です。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- 示談交渉サービス
日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
- 示談交渉を行うことができない主な場合
 - 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
 - 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 - 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は保険始期が午前0時であるため、同日付で午後4時を保険終期とする他の学生・子ども総合保険契約等にご加入されている場合、保険期間が16時間重複します。この16時間内に「保険金をお支払いする場合」に該当する事故等が発生した場合、双方の保険契約から保険金が支払われることがありますのでご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>
- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*¹)をご提出いただく日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*²)を終えて保険金をお支払いします。(*³)
 - (*)¹ 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - (*)² 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (*)³ 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>
- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 - 【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- <代理請求人について>
- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**
 - (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
 - (*)法律上の配偶者に限ります。

保険金額・保険料

- パンフレットは職種級別A(学生等)の保険料です。学生の方が職業に就かれている場合(アルバイトを除きます。)は保険料が異なることがありますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項
(ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

- 皆さまがご確認ください。

●加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

●加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

●加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

ご加入の内容は、こども総合保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

職種コード一覧					
職種コード	職業名・職種名	職種級別	職種コード	職業名・職種名	職種級別
01	技術者(技師、監督を含みます。)	A	54	その他の運輸従事者(注2)	A
02	教 員	A	55	通信従事者(船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)(注3)	A
03	保健医療従事者	A	61	金属製造加工作業	A
04	芸術家、芸能家	A	62	電気機械器具組立・修理事業者	A
05	職業スポーツ家	(注1)	63	輸送機械組立・修理事業者	A
06	その他の専門的職業従事者	(注1)	64	計器・光学機械器具組立・修理事業者	A
11	事務従事者	A	65	その他の機械組立・修理事業者	A
21	販売従事者	A	66	製糸・紡織作業	A
31	農林業作業	B	67	裁断・縫製作業	A
36	漁業作業	B	68	木・竹・草・つる製品製造作業	B
41	採鉱・採石作業	B	69	パルプ・紙・紙製品製造作業	A
51	自動車運転者(助手を含みます。)	B	70	印刷・製本作業	A
52	船舶関係従事者(漁労船以外の船舶乗船者) (モーターボート(水上オートバイを含みます)競争選手を除きます。)	A	71	ゴム・プラスチック製品製造作業	A
			72	革・革製品製造作業	A
53	航空機関係従事者(航空機搭乗者)	A	73	窯業・土石製品製造作業	A
			74	飲食品製造作業	A
			75	化学製品製造作業	A
			76	建設作業	B
			77	装置機関・機械および建設機械運転作業	A
			78	電気作業	A
			79	その他の技能工・生産工程作業	A
			81	保安職業従事者	A
			86	サービス職業従事者	A
			91	有職者以外(主婦・学生等)(注4)	A

(注1)職種級別は、代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

(注2)自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます。))を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

(注3)自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます。))を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

(注4)ご職業に就かれていない場合は、職種コード91に該当します。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(学生・子ども総合保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなられたり重度後遺障害を負われた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方		保険期間の末日において満22才以下の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方(入学手続を終えた方を含みます。)*1)
対象となる学校教育法に定める学校		①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校 ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校の高等部 ⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程) ⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。
扶養者として指定できる方		被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること(被保険者が成年である場合を除きます。) ②被保険者と同居していること(下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。) ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること
被保険者の範囲	下記以外)*2)	加入申込票の被保険者氏名の欄に記載の方(本人)
	賠償責任保険金	本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。))を被保険者とします。)

(※1) 1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。

2. 入学手を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

(※2) 救援者費用等保険金については、救援対象者をいいます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は別冊6ページ～11ページのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

別冊6ページ～11ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

別冊6ページ～11ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

別冊6ページ～11ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、2021年4月1日から2025年4月1日までです。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

●ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(学生・子ども総合保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は中央大学生生活協同組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印などの印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続きが必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

①扶養の有無または扶養者の変更

②学校の種類の変更

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数ご契約があるお客さまへ

次表の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1 契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
<補償が重複する可能性のある主な特約等>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
学生・子ども総合保険 賠償責任条項	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

別冊6ページ～11ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

(*) 傷害条項における被保険者をいいます。

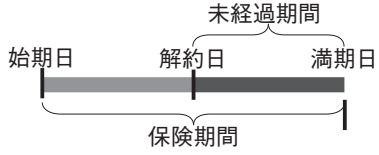
7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・ 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・ 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

別冊12ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

別冊11ページをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(「学生・子ども総合保険」の疾病補償基本特約、疾病による学業費用補償特約)にお申込みされる場合のご注意事項

① 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の責任期間開始期前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

② 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

③ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 有限会社エフシーエス
TEL 042-674-3030

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)
電話受付時間：平 日 9:00～19:00
土・日・祝日 9:00～17:00 (年末年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料)
事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)